



定價一匁

第三輯

西垣文庫  
文庫10  
7356  
3



特 文庫10  
7356  
3

日之新聞才三輯

慶応四年辰壬四月廿六日出板



松平大和守殿於京都西暇被仰渡以

内書付

御誓約不被為濟以中西暇被仰付以美子先無之以處其  
領地近傍賊徒屯集不容易形勢又付急速歸國鎮撫仕度  
願之趣尤之美子付依之在所表ハ不申及隣藩忒援鎮撫  
之矣東山道總督府之指揮又隨以充分勉勵可致以又付  
右内用中暫時歸玉以ハハ内用渡次才上京可仕旨被仰  
出以事

才三輯



右の用、付飯國之趣、東山道總督府へ、達有之、以  
事

○ 閏四月

上総の國富津ハ要害のすろき地なりハ、東國の脱走  
兵おもと楯籠らんとして、其趣を松平大和守の陳代一掛  
合し、脱走兵の中ニ、游撃隊の頭伊庭八郎といふ人  
ありし、おもとをる先、右陣屋を無理ニ明掛せし、ハ家  
中百姓共救多難美ニ及ふべき故、おの美ハお止め、只  
相嘗の兵卒金穀を出させし、方然る處し、是非を分

て論すも、と一同更ニ聞入も、仍て八郎ハおもとを快  
くし、おもとハ、独り其隊を引連て、館山ニ赴く、折節林肥  
後守の嫡男ト在邑なりけるが、此事を聞且游撃隊の軍  
令嚴重として、義の正しきおもとニ感して、其隊ニ加り、総  
督となりて、徳川臣と訛る、たる旗を押立、閏四月十一  
日、館山より船ニ乗り出帆して、行衛志をぐありたる由、  
然るに富津の陣屋ハ、脱走兵ニ明渡しし、る、此美ハ付  
其藩、小河原左宮ハ、切腹、家中の騒動一方あり、或ハ  
江戸へ逃飯する、由

同國木更津の里ニ、年頃剣術の道場を開き、数多門才を

集めて指南よかんを業とせし大河内某おほのうぢうちといふ者父子あり、  
 四月七日五位、姉ヶ崎辺の戦争中、門才八十人を引連ひきつら  
 横合より宦軍へ打て出花、くく血戦し子某ハ齒總ははのくさ  
 十五支なりし、眼前敵兵十九人を斬伏せし其身ハ討  
 死し父某も数十人と戦ひて終ニ討せし、此一争の目  
 覚しき働いさぎの敵ハ味方ハ皆胆をつぶし只茫然もろざんと静しずり  
 へし、是物ハ何とら勇士の惜むべきうなと皆歎賞うんせうと  
 たりとぞ

○京都ニ於て被仰出ハ各付写

滝服丹波守

松平肥後守其他賊徒益及逆相募北越ハ信州表へ侵入  
 し、被聞召ハ、付尾張大納言追討し仰出ハ其藩ハ  
 候十日松ハ仰付ハ間万端尾張藩ハ、令せ逆徒討伐可  
 致 御沙汰以事

四月廿九日

○  
 上州草津街道室田銀山の在ハ權太原といふ処あり、近  
 頃小栗上野介この処ハ新堡を築んとけり、風の風聞あり  
 り、官軍總督府より高崎安中、吉井、小幡ハ討手を  
 仰付らせ、其人殺已ハ押寄せ、上野介ハ降参、及

此三軒  
〇三  
ひ総督府へ伺の上りて死罪へ行われり尤所持の大  
砲小銃ハ悉く高崎の手で清取り閏四月七日板鼻宿に  
て引揚たり又嫡子某ハ高崎藩に就めて降参すもど  
その罪宥させり是も昨六日小死罪のよりみ見物の  
人々群集ありたるより又同人の知行所内去る寺院の  
後の山新築は目論見ありしところを其の絶頂に作候  
臺の様あり物を取建て此處地理要害の究竟なる場所  
よし石材木等数多取所の先り其外貯金數十万兩  
并ニ諸道具類ハ悉く高崎安中へ預け成なるより  
此一条ハ板鼻宿を通行志する人の物語を記さる

〇  
四月朔日 禁裏守護の神威隊 諸国の神主集りて内侍所を守衛する黨あり  
勅旨と号して比叡山の禁裏坂本山玉の社五ヶ社を  
やき拂へり仍て本山の僧徒大に怒りて之を太政官に  
訴へが既ニ御幣の改革の事ニ決しとるハ取上ま  
しての理解を受け遂ニ主侯とせり是ニ由て五畿内  
寺院の僧徒日夜佛法の廢せらんと悲歎して往々  
とらふ會儀をといへり尤當時洛中洛外と寺院の由  
緒僧徒の負數寺勢の出入檀家の多少等嚴しき取調ら  
べ有之由なり

此頃会津藩にてハ佛郎西人兩人李瀛生人兩人を雇ひて日々盛々武事を誓古く至外国産を採りて銀山を開らくお種々の目論見ありしや或人の話をり

○ 長崎の地ハ此頃天主教の宗旨より行りし宗門の徒已に七百人餘も集りたる其内五十四人程ハ種々申諭せしめて漸く改心志なせしと殘党更ニ承伏せり此上たゞハ如何様の嚴料ニ行ハるゝとて宗旨の爲ニハ少したゞいゝとて躍勇や之をうけんとして勢ひあつゝ止

むべくもいえず仍て公卿沢殿右鎮撫として九州一を内河にす

○ 近頃江戸川舟仲間の行事三人言合せ悪計を運ら官軍方の費用金と号して舟宿渡世の者共より金子八百両を取立てたるが此事官軍の海軍方へ露顯して右三人の行事並に引合の舟宿百三十人当月十五日高輪の住吉とり茶屋當時海軍方の役所で行ありへ呼出させし内吟味とあり不殘白状も及びたり仍て右の三人ハ重罪なるべきの処ハ用繫折柄あるハ格別の思召を以て此度ハ左

免かも右取立ハ八百兩の金子を夫ニ割戻すハ旨  
被作渡以後心得違あも振堅く戒からせて遂ニ事漸よま  
りたるし

○

當月十八日昼九時半次五月九といハる佐賀の蒸氣船  
一艘菊の紋付きくも旗を立て大人教乗組て品川沖ハ  
入りくる由其子細ハいすお分りげ

